

日本の介護保険制度

ドイツの介護保険を参考に2000年にスタートした制度。

© 宅老所はるさん家
福岡県八女市本町 2-264
TEL/FAX 0943-24-5633
WEB harusanchi.com
E-mail harusankaigo@yahoo.co.jp

介護保険

40歳以上が介護保険料を納付。利用者は1割負担。

在宅系 (自宅で生活)

- ・通所介護 (宅老所)
- ・通所リハビリ
- ・訪問介護 (介護タクシー)
- ・訪問看護、訪問リハビリ
- ・特別養護老人ホーム ショートステイ
- ・介護老人保健施設 ショートステイ
- ・居宅介護支援 (ケアマネージャー)

※上記サービスを中心に
ケアプランを作成。

入所系 (施設で生活)

- ・特別養護老人ホーム (要介護3以上)
- ・グループホーム
- ・介護付き有料老人ホーム
- ・介護老人保健施設 (介護 + 医療)
※施設内のケアマネージャーが
ケアプランを作成。

- ・小規模多機能型施設
(通所、訪問、ショートステイ)
※施設内のケアマネージャーが
ケアプランを作成。

医療保険

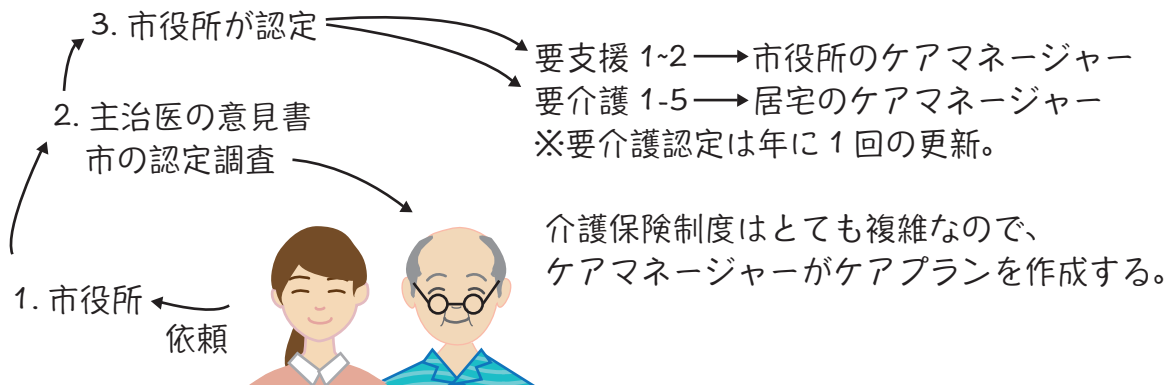
18歳以上が保険料を納付。利用者は3割負担。

- ・大型病院 (入院、通院)
- ・小型病院 (通院)
- ・訪問看護、訪問リハビリ
- ・介護老人保険施設
- ・通院リハビリ

介護職員のスキル体制

- ・介護職員初任者研修 (資格)
4週間で取得。
- ・介護福祉士 (国家資格)
3年の実務経験と資格試験。
- ・ケアマネージャー (資格)
介護福祉士を取得後、5年の
実務経験と資格試験。

介護認定



宅老所とは

基本的に介護保険の通所介護を行い、
夜間は介護保険外の宿泊施設。
通いから始まり、泊まり、住み、看取りまで
人間関係を維持しながら、柔軟なケアを行う施設が多い。
違法ではないものの、法律上も定義づけがなく、
民間から生まれたサービス形態。
介護保険法に縛られず、自由度が高いサービスで
福岡を発祥とし、20年で徐々に全国的に増えてきた。
2015年、法改正により法律上の位置づけがされ、
自由度がなくなり、閉鎖する宅老所も見られる。